

春日部市訓令第 ㊦ 号

本 庁  
出先機関

春日部市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 ㊦ 年 ㊦ 月 ㊦ 日

春日部市長 岩 谷 一 弘

春日部市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程の一部を改正する訓令

春日部市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程（平成17年訓令第10号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(セキュリティ統括副責任者) 第4条 3 セキュリティ統括副責任者は、市民生活部長、 <u>市民生活部担当部長</u> 及び総合政策部長をもって充てる。	(セキュリティ統括副責任者) 第4条 3 セキュリティ統括副責任者は、市民生活部長、 <u>市民生活部市民窓口担当部長</u> 及び総合政策部長をもって充てる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。